

陳情第 1 0 5 号		受理年月日	令和 8 年 6 月 2 日
付託委員会		保健福祉子ども委員会	
件 名	国が認めている、生活保護利用者に対する一時扶助制度等の運用改善を求める陳情について		
要 旨			
私たちはこれまで、生活保護制度の運用改善について、具体的な事例を挙げるにより担当職員や生活保護利用者が特定されることを避けたいと考え、一般的な形で改善を求めてきた。しかし、これまでの一般的な陳情では、現場で起きている実態が十分に伝わらず、改善につながりにくい状況があった。そこで今回は、具体的な事例を示して陳情する。 一つは、小倉南区の A さんは、一人暮らしの姉が亡くなったため、保護課の職員に事情を説明し、帰省の交通費について相談した。しかし「それは、出ませんね」と即答であった。A さんが「一時扶助の移送費があるのではないかと尋ねたところ、「それは遺骨の引き取り手がない場合に受け取りに行くためのもの」と説明された。 ネットで調べてみると「三親等以内の慶弔は支給の対象」との情報に行き当たり、改めて職員に連絡した結果、「じゃあ、領収書を取っというて」と対応が変わった。 二つは、小倉北区の B さんは、浴槽が壊れたので大家に修理を求めたが「金がない」と断られた。そこで保護課に相談したところ「できない」と言われ、私たちに相談が寄せられた。 本来、修理は大家の責任だが、大家が修理費を負担できない場合には、制度に上限はあるが住宅修理費により対応することが認められている。私たちが係長に事情を伝えたところ、翌日には職員が B さん宅を訪問し、その日のうちに「住宅修理費を出すので見積りを取ってください」と連絡があった。 保護課は、これまで「生活保護は、国の法定受託事務だから国に意見を述べる立場にない」と繰り返してきた。しかし、事例は、どれも国が認めているものである。私たちは、特別扱いを求めているのではない。国が認めている制度を、必要な生活保護利用者に対し、適時に漏れなく			

(続 く)

利用できるようにしてほしいと求めているのである。

今回紹介した事例は、本人が調べたり、私たちに相談が寄せられたことで是正につながった。しかし、多くの生活保護利用者は、「役所が言うのだから間違いはない」と、諦める場合が少なくない。紹介した事例は、ハインリッヒの法則にもあるように氷山の一角であり、同様の事例が見過ごされている可能性も多いと考えられる。

第二に重要なのは、相談や要望などの事実をケース記録に正確に記載し、管理者が職制により点検することである。

今回の事例では、相談内容や対応経過はケース記録に記載されていたのか。記載されているのなら、どう記録されているのか。記載されていないのなら、なぜ記載されていないのか。記録がなければ、後に検証することも再発防止につなげることも困難である。

先日の陳情審査において、保護課長は「(利用者からの) 要望が上がったというケース記録を私は今まで見てはない。もしそういう場合であれば、ケース記録にきちっと書いていただいている」と答弁した。

ケース記録には、課長の日付印を押す欄がある。また、本市での餓死事件を反省して見直された保護の手引書には、ケース記録は「保護の実施機関の責任を明確にする」ため、また「不服申立等があった場合の重要な根拠資料」として記載するものとされている。ケース記録は「書いていただいている」ものではなく、適正な保護行政を行う上で不可欠なものである。

よって、北九州市議会において、下記の事項を実現するよう求め陳情する。

- 1 国が認めている一時扶助などの対象者への周知と、漏れのない支給を徹底すること。
- 2 相談、要望等の経過をケース記録に適切に記載し、管理者が職制により点検を行うこと。